

インターネットモニタリング事業分析結果

<2024 年度版>

愛 知 県

インターネットモニタリング事業概要

1 背景及び目的

近年、インターネットの利用者が急速に増加する中、発信者の匿名性、情報発信の簡易性といった特性を悪用した個人に対する誹謗中傷、差別を助長する表現、有害な情報の掲載、個人情報の流出など、人権に関わる問題が数多く発生している。人権侵犯事件を取り扱う法務省によると、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数は、2024 年は 1,707 件となっており、2017 年の 2,217 件をピークに高水準で推移している。また、特に、在留外国人等に対するインターネット上の不当な差別や誹謗中傷等が社会問題化している。こうしたことから、インターネット上の不当な差別、誹謗中傷等の実態を把握するため、差別を助長する書き込みのモニタリングを実施した。

2 インターネットモニタリング事業の内容等について

受託者のパソコンを利用し、インターネットの閲覧を行い、県内における個人の名誉を侵害する書き込み、差別を助長する書き込みの有無を確認した。なお、特定の動画サイト等については、直営でモニタリングを実施した。

(1) 実施期間 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(2) 対象とする人権分野（5 分野）

新型コロナウイルス感染症、部落差別、外国人、障害者、性的少数者※

※2023 年度から性的少数者の分野を追加

(3) 監視するサイト

匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト

(4) 実施方法

対象分野ごとにキーワード検索を実施し、検出された投稿から誹謗中傷や差別を助長する書き込み等を抽出した。

(5) モニタリング方法

①ツールでのデータ抽出及び AI による自動判定後の目視による二次精査 ②目視による巡回及び精査

3 モニタリング後の対応

インターネットモニタリングの結果、該当する書き込みが報告された場合には、県において書き込み内容を精査し、以下のとおり対応した。

- ・特定の個人を対象とした悪質な書き込みについては、被害者からの求めに応じて提供できるよう、証拠として画像を保管
- ・不特定多数を対象とした差別を助長する悪質で違法性の高い書き込みについては、名古屋法務局へ削除要請

総論

2024 年度にインターネットモニタリング事業で報告された差別を助長する投稿は 519 件となっており、2022 年度の 555 件、2023 年度の 732 件よりも減少している。

本県では、インターネット上での差別を助長する投稿のうち、悪質で違法性の高いものについては、人権擁護機関である法務局に削除要請をしており、他の自治体や関係団体においても、同様の取組が行われている。最近では、このような多方面からの働きかけにより、悪質で違法性の高い動画や書き込みが削除されるようになってきている。また、インターネット上での誹謗中傷を抑止し、悪質な侮辱行為に対して厳正に対処することが必要であるとして、侮辱罪の法定刑引き上げ、個人の権利を侵害する違法な投稿を行った発信者を特定するための手続きの簡素化が行われた。また、インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、2025 年 4 月にプラットフォーム事業者に対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付ける「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行された。

差別を助長する投稿の件数は、依然として高い状況にあり、部落問題においては、識別情報の摘示※¹となるような動画の投稿を繰り返す特定の者がいたり、外国人や性的少数者等に関わる事件やニュース記事があると、それに端を発して立てられたスレッドに対して、書き込みが立て続けに行われる傾向がある。

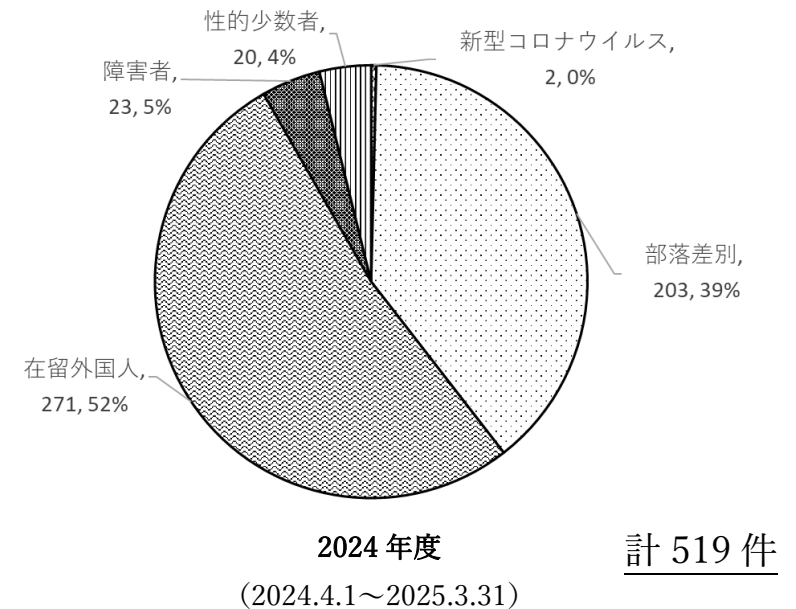
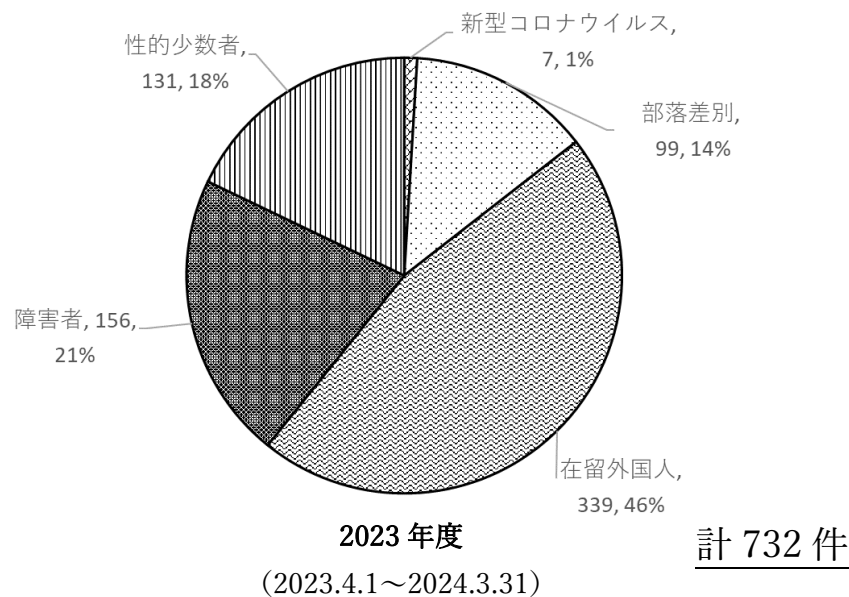
投稿の内容については、識別情報の適示以外では、特定の属性の人たちを揶揄したり貶めたりする内容が多く、悪質で違法性の高いと言えるものは少ない。しかしながら、在留外国人の分野においては、いわゆるヘイトスピーチに該当するような書き込み※²が見られ、差別的な意味合いで人間以外のものに例えたり、露骨に地域社会から排斥する投稿がある（現状としては、それに追従する書き込みはなく、件数としてはわずかである）。

以上のことから、インターネット上での差別を助長する投稿をなくしていくために、引き続き、モニタリングを続け、インターネット上での差別を助長する投稿に関する情報収集に努め、悪質で違法性の高いものについては法務局に削除要請していくとともに、より一層、インターネット上の人権侵害を未然に防止するために必要な教育や啓発に努めていくものとする。

※1 特定の地域が被差別部落（同和地区）である、または、あったと指摘する情報を示すこと。

※2 法務省では、ヘイトスピーチの確たる定義はないとしているが、「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』に係る参考情報（その2）」の中で、典型的な例と考えられるものとして、次の言動が「該当し得ると考えられる」としている。①「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。②「本邦外出身者を著しく侮辱する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものが該当すると解される。③「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動については、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。

全体件数及び分野別割合の対前年度比較



2024年度は、前年度に比べ、報告件数が減少している

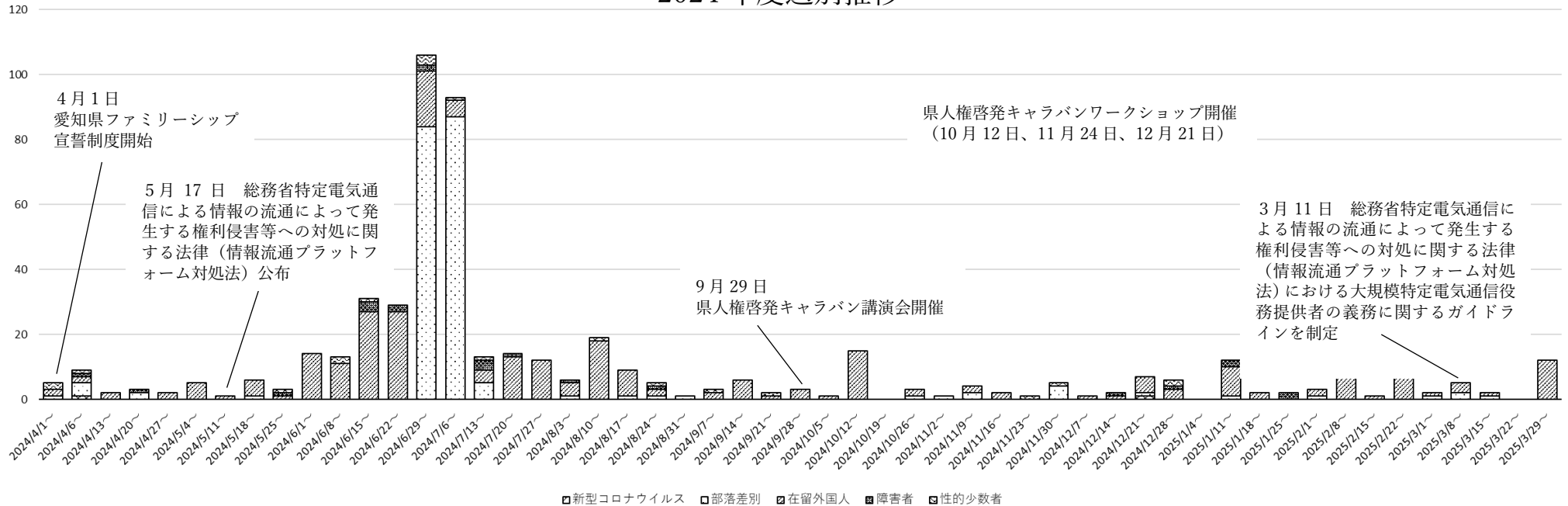
前年度は732件の差別を助長する書き込みがあったが、2024年度は519件である。前年度に比べると、報告件数は減少したが、部落差別については、2024年度は2023年度に比べて、報告件数が約2倍に増加している。これは、報告の対象となる書き込みが、同一の内容で複数回投稿されていたことが主な要因である。

分野別では、障害者及び性的少数者が大きく減少した。その要因としては、2023年度は、障害者は県内自治体主催の行事における障害者に対する差別発言があったという報道、性的少数者はLGBT理解増進法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）に関する報道の影響により報告件数が多かったが、2024年度は、こうした報道の影響が少なくなり、報告件数が減少したものと推測される。

在留外国人は、2023年度に比べて報告件数は減少したものの、報告件数全体を占める割合は、2023年度同様最も高かった。なお、新型コロナウイルスについては報告件数に大きな変化はなかった。

部落差別については、識別情報の摘示につながる動画は、別途、特定のサイトを直営でモニタリングしているが、2023年度に把握した件数は26件であったのに対し、2024年度は7件となっており、およそ4分の1程度に減少している。

2024 年度週別推移



📍 地域を話題としたものや事件、ニュース記事に関連したスレッドが立つと増える傾向にある

件数の多い週の書き込み内容を分析すると、同じスレッドに対して多くの書き込みがある。つまり、書き込まれる話題が多いのではなく、書き込みやすいスレッドが立つと、書き込みの連鎖が生まれ、件数が増えるということである。書き込まれやすいスレッドとしては、「地域を話題とするもの」「事件に関連するもの」「（事件以外の）ニュース記事に関連するもの」に分類できる。

この分類を使って、在留外国人の報告件数が通常に比べて大幅に増加した10/12～と3/29～の書き込みについて分析すると、10/12～の書き込みでは15件のうち、ニュース記事関連スレッドに対して13件、3/29～の書き込みでは、12件のうち、ある1つの事件関連スレッドに対して9件となっている。

👤 同一アカウントによる差別を助長する投稿により、一時的に件数が増加する場合がある

在留外国人や部落差別の分野では、同一アカウントによる爆発的な差別的な書き込みによって、報告件数が一時的に大きく増加することがある。これは、BOT※によって差別的な書き込みを連続して投稿している場合と、特定の者がある1つの問題や事件、ニュースに関して類似した内容を連続して書き込む場合に分けられる。

例えば、6/29～及び7/6～の書き込みは、どちらも同一アカウントによる部落差別への類似的な書き込みであった。6/29～の書き込みでは106件のうち84件、7/6～の書き込みでは93件のうち87件を占めている。

※一定のタスクや処理を自動化するためのアプリケーションやプログラムのこと。